

第1回 理事会 議事録 (要旨)

- 1 日 時 令和5年 4 月 7 日(金) 自 午後 1 時00分
至 午後 5 時20分
- 1 場 所 日本大学会館901会議室
- 1 出席者
(理事) 林 真理子 酒 井 健 夫
大 貫 進一郎 澤 田 康 広
武 井 正 美 (委任状) 村 井 一 吉
和 田 秀 樹 澤 野 利 章
永 沼 淳 子 林 宏 行
三 村 淳 一 筒 井 仁
吉 田 誠 柳 澤 一 恵
今 泉 祐 子 上 條 由 美
木 村 順 平 淺 井 万 富
伊 藤 ゆみ子 内 田 和 人
鬼 頭 宏 (委任状) 高 戸 毅
平 沢 郁 子 高 渡 辺 美代子
(監事) 山 本 寛 小 林 清
篠 塚 力 奈 尾 光 浩
- 1 欠席者 な し

報 告 ・ 連 絡

- 1 令和4年度第20回理事会議事録(案)報告の件
議長から、令和4年度第20回理事会議事録(案)報告の件について、報告があった。
- 2 特別調査委員会による調査進捗状況について
陪席の特別調査委員会委員から、報告資料2に基づき、これまでの調査の進捗状況等について、報告があった。
- 3 学生・生徒等納付金検討委員会からの答申について
財務部長から、報告資料3に基づき、令和5年2月6日付けで理事長・学長より、学生・生徒等納付金検討委員会委員長宛て諮問のあった令和6年度学生・生徒等納付金に関する同委員会における審議結果について、報

告があった。

4 人事・給与委員会からの答申について

人事部長から、報告資料4に基づき、令和4年12月16日付けで理事長・学長より、人事・給与委員会委員長宛て諮問のあった事実の精査及び対象者の措置等に関する同委員会における審議結果について、報告があった。

(報告に対する主な質疑応答及び意見)

質問：本件が補助金の交付要件等に抵触することはあるのか。

回答：そのようなことは無いものと思料する。

意見：管理職の登用プロセスの見直し、改善を図るべきである。

5 令和4年度卒業・修了者数及び令和5年度入学者数について

学務部長から、報告資料5に基づき、学部、大学院、通信教育部、短期大学部、短期大学部専攻科、専修学校及び付属学校の令和4年度卒業・修了者数及び令和5年度入学者数について、報告があった。

(報告に対する主な質疑応答及び意見)

質問：医歯系学部の留年生が多いように感じるが理由はあるのか。

回答：国家試験を見据えて、卒業試験を実施していることが一つの要因であると思料する。

意見：医師系学部は保護者の学費負担も多く、最低修業年限で確実に卒業させ、国家試験の合格率をあげるサポートを大学として推進していくべきである。

6 板橋病院建設推進委員会からの答申について

板橋病院建設準備オフィス及び管財部長から、報告資料6に基づき、医学部附属板橋病院耐震補強工法の選定及び耐震化整備事業の実施に関する板橋病院建設推進委員会における審議結果について、報告があった。

(報告に対する主な質疑応答)

質問：耐震診断を行うに当たっての業者選定の経緯を確認したい。

回答：病院の運営と並行して行うことから、難易度が高いため、設計、施工を行い、現場を熟知している業者を選定している。今後、行われ

る工事等については、改めて、業者選定を行うこととなる。

- 7 私学助成金不交付訴訟検討ワーキンググループからの報告書について
総務部長及び担当副学長から、報告資料7に基づき、私学助成金不交付訴訟検討ワーキンググループからの報告書の内容について、報告があった。
- 8 役員の兼務状況について
総務部長から、報告資料8に基づき、令和5年度の役員兼務状況について、報告があった。
(報告に対する主な意見)
意見：報告が必要となる範囲について、明確にしていきたい。

議 事

- 1 令和4年度私立大学ガバナンス・コード遵守状況報告書に関する件
総務部長から、資料1に基づき、健全な法人運営の構築の一環として、本学がガバナンスの強化と健全性の向上に資するために取り組んでいる私立大学ガバナンス・コードの令和4年度の遵守状況について説明があり、審議の結果、原案どおり決定した。
(議事に対する主な意見)
意見：現時点における進捗状況の評価に関しての違和感はないが、今後はより一層の高度化が必要であるものと思料する。
意見：中長期的な収支の累積赤字を改善させる具体的な財務計画とその精緻化等については今後の課題である。
意見：本部と部科校との内部統制システムの運用の実効性、透明性及び効率性をいかに高めるかが重要である。
- 2 日本大学財政調整積立金規程の一部改正に関する件
財務部長から、資料2に基づき、財政調整積立金による助成は、原資が部科校からの拠出金であること、また、助成すべき対象事業等の規模及び内容が本学の教育活動の質を維持する上で重要であることから、その決定を慎重かつ透明性をもって行うため、現行の常務理事会までの決定手続か

ら、理事会による決定へと変更するよう改める旨説明。

加えて、部科校が行う諸活動を維持するために必要な最低限の施設改修・設備更新事業に対する助成の償還について、部科校の財政状況に応じた助成制度とするため、全額を償還するものとしていた現行規定から、償還を免除できる規定へと改めることについて説明があり、審議の結果、原案どおり決定した。

(議事に対する主な質疑応答)

質問：理事会は議論する場であり、個々の案件について、今まで以上に詳細に説明し、その場で質疑・意見を求めるのは、実効性・効率性の観点から難しいのではないか。

回答：御指摘のとおりであるが、法人としての重要事項でもあることから、理事会決定としたい。

質問：償還を免除できる規定に改正することによるモラルハザードを起こさないためにどのような対策を行うのか。

回答：モラルハザードへの対応については、全ての部科校を対象に収支改善努力を求め、計画の立案、実行状況を検証していくとともに、中長期的な収支計画を作成し償還能力の有無を慎重に判断を行う。

3 日本大学内部監査規程の一部改正に関する件

総務部長から、資料3に基づき、令和4年10月7日開催の理事会において了承された「日本大学における内部監査体制の構築について」に基づき、年度監査計画の策定等、内部監査の進め方について規定することについて説明があり、審議の結果、原案どおり決定した。

(議事に対する主な質疑応答)

質問：内部監査に関する理事会への付議、報告についてはどうなるのか。

回答：現在、本部決裁手続き及び会議付議基準表の見直しを進めており、内容を整理した上で、今後、検討していくこととなる。

4 日本大学ダイバーシティ推進宣言に関する件

総務部長及び担当常務理事から、資料4に基づき、理事長・学長の諮問機関（臨時委員会）として令和5年1月10日付け設置された日本大学ダイバーシティ推進委員会で検討されたダイバーシティ宣言文(案)について

説明があり、審議の結果、原案どおり決定した。

(議事に対する主な質疑応答及び意見)

質問：大学全体の宣言の前に学部において既に先行しているのか。

回答：文理学部において、既に先行して、推進宣言及びガイドラインを制定している。

質問：宣言することは賛成であるが、現在は、「ダイバーシティ」から1歩進んで、多様性に包摂性を加えた「ダイバーシティ&インクルージョン」を宣言する時代になっているのではないか。

回答：御指摘のとおりであるが、委員会として、国内外の大学の状況を確認した上で、わかりやすく覚えやすいという観点から「ダイバーシティ」宣言としている。

意見：今回の宣言を行う背景として、一連の不祥事は副次的に過ぎず、あくまでも多様な人材がそれぞれの能力を発揮して生き生きと生活できる組織をつくることが最も重要であることを認識した上で、進めていただきたい。

5 令和6年度学生・生徒等納付金に関する件

財務部長から、資料5に基づき、報告・連絡第3号で報告された結果に基づき、令和6年度の学生・生徒等納付金に関して、全ての学種において改定を行わないことについて説明があり、審議の結果、原案どおり決定した。

6 懲戒処分に関する件

人事部長から、資料6に基づき、報告・連絡第4号で報告された結果に基づき、諮問対象者の措置について説明があり、審議の結果、原案どおり決定した。

7 定年延長に関する件

人事部長から、資料7に基づき、日本大学教職員就業規則第29条に基づく教員の定年延長について説明があり、審議の結果、原案どおり決定した。

8 経済学部長辞任に関する件

人事部長から、資料8に基づき、経済学部長から辞任願が提出されたことについて説明があり、審議の結果、原案どおり決定した。

9 委員会委員等の委嘱に関する件

人事部長から、資料9に基づき、法規委員会の委員長及び委員について説明があり、審議の結果、原案どおり決定した。

10 陸上競技場改修工事(整備計画)の変更並びに工事及び除却(解体)に関する件(本部)

管財部長から、資料10に基づき、陸上競技場は日本陸上競技連盟の第4種公認を更新するため整備が不可欠であることから、資材高騰等により不足する工事予算額を見直した上で、陸上競技場改修工事を実施することについて説明があり、審議の結果、原案どおり決定した。

11 図書館兼管理棟(仮称)新築工事に関する件(国際関係学部)

管財部長から、資料11に基づき、既存の管理棟及び図書館は老朽化が著しく、耐震性能が低いことから、学生・教職員等の安全性を確保するため、図書館兼管理棟新築工事を実施することについて説明があり、審議の結果、原案どおり決定した。

(議事に対する主な質疑応答)

質問：新築に当たっての特徴やコンセプトをお聞きしたい。

回答：ブックツリーを配置した印象的なエントランスであり、敷地の玄関口という立地を生かし、学生がいつでも気軽に立ち寄れる、人や本との新たな交流が生まれる場所となる。また、省エネ等のため、太陽光発電パネル、LED照明、断熱・遮熱ガラス及びグリーンカーテン等を設置するとともに、ノンワックスの床材及びメンテナンスフリー建材を採用することで、維持コストの削減を図る。

12 藤沢高等学校・中学校本館空調設備改修工事及び一部除却(解体)に関する件(生物資源科学部)

管財部長から、資料12に基づき、本館の空調設備は老朽化が著しく、

蓄熱部材の製造販売が終了し交換修理が不可能な状況であるため、空調設備改修工事を実施することについて説明があり、審議の結果、原案どおり決定した。

13 ネットワーク機器等の購入に関する件(明誠高等学校)

管財部長から、資料13に基づき、令和5年度の新校舎の建設に向け、GIGAスクール構想を始めとする生徒がICT機器を活用した授業を受けるためのネットワークの整備が不可欠であることから、ネットワーク機器等を購入することについて説明があり、審議の結果、原案どおり決定した。

14 日本大学学則(教育課程)一部変更(法学研究科、新聞学研究科)に関する件

学務部長から、資料14に基づき、令和6年度からの大学院法学研究科及び新聞学研究科の教育課程について、学部カリキュラムに対応した見直しや、コースワーク科目の設置等を行うため、学則を変更することについて説明があり、審議の結果、原案どおり決定した。

15 医学部付属板橋病院耐震補強工法の選定及び耐震化整備事業に関する件

板橋病院建設準備オフィス及び管財部長から、資料15に基づき、報告・連絡第6号で報告された結果について、本件の緊急性に鑑み、日本大学施設等整備計画審議規程第7条第2項を適用し、理事会で審議することについて説明があり、審議の結果、原案どおり決定した。

(議事に対する主な意見)

意見：病院建設については、かなりの費用がかかると理解しているが、耐震補強工事の金額としては適正であると思料する。

16 ニューカッスルキャンパス事業計画の検討結果に関する件

ニューカッスルキャンパス計画検討オフィスから、資料16に基づき、令和4年9月2日開催の理事会で設置が承認された同オフィスにおいて、検討を進めてきたニューカッスルキャンパスの事業計画の検討結果及び今後の事業計画に関して、令和8年度まで試行的にニューカッスル大学と共同運営を行うこと、令和8年度までの3回の検証結果等により、継続の可否を含めた方向性を判断することについて説明があり、審議の結果、原案

どおり決定した。

(議事に対する主な質疑応答及び意見)

質問：このような施設ができることは喜ばしいことであるが、費用対効果の観点からすると躊躇してしまう部分もある。また、共同運営ということで、本学の学生が利用できる割合が少ない気がしている。

回答：ニューカッスル大学と共同運用することで、本学の経費の負担を軽減する目的があり、今後、本学の学生の利用が増えていけば、ニューカッスル大学と交渉し、本学が利用できる割合を増やすことは可能であると思料する。

意見：今後、ある程度の改善策を取っても、毎年、一定額の持ち出しは避けられないと思料する。また、減価償却額の回収は不可能であり、投資額の回収は困難である。それでも、同計画を進めていくという大学の方向性を前提として、議論を進めるべきである。

意見：海外にこのような施設を有している大学はあまりないため、本学単体の採算目線に合わせるだけでなく、政府の教育政策に積極的にリンクさせるなど、もう少し大きなビジョンをもって進めていくことを強く期待している。

意見：学生に対して、刺激になるような教育プログラムをぜひ開発していただきたい。広い意味での教育のチャンスであり、費用や施設の問題だけの検討に終わってしまうとしたら、勿体ないように感じる。本件については、前向きな費用の使い方として、理解している。

17 私学助成金不交付訴訟に関する件

総務部長及び担当副学長から、資料17に基づき、報告・連絡第7号で報告された結果に基づき、私学助成金不交付訴訟について説明があり、審議の結果、原案どおり決定した。

(議事に対する主な意見)

意見：費用や労力がかかってしまうことを懸念している。

意見：特別調査委員会の調査が進行中であり、回収の見込みがない訴訟を行うことについて違和感がある。その費用を学生支援等に回すべきではないかと思料する。

意見：費用はかかるが、本学の姿勢を示すためにも責任を追及すべきであ

ると思料する。

意見：前体制との決別を示すために、訴訟を起こして、問題を明らかにする必要がある。

18 学校法人日本大学評議員(保護者)の選任に関する件

総務部長から、資料18に基づき、寄附行為第24条第1項第5号により選任された保護者評議員の資格喪失に伴い、新規補充することについて説明があり、審議の結果、原案どおり決定した。

以 上